

日本学生支援機構 貸与・給付奨学金を受けるための手続きについて

「令和7年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ 貸与又は給付奨学生採用候補者のしおり」を入学前に読んでおくことを前提に案内します。**奨学金を受けるためには、以下のとおり手続きしてください。**

《手続きの流れ》

① 書類の準備	「進学届入力下書き用紙」、 <u>青色</u> の「採用候補者決定通知」の記入 自分名義の普通口座（ゆうちょ銀行は通常貯金口座）を作っているか確認
② 書類窓口提出 識別番号交付、進学届入力下書き用紙、通学形態変更届（自宅外のみ）を配付	□記入済みの <u>青色</u> の「採用候補者決定通知（進学先提出用・本人保管用）」 □書類交付コードB、Eの方：「入学時特別増額に係る申告書」2点書類を学生支援課学生サービス係（共通9番）窓口へ提出 提出期間： 4月4日（金）～4月23日（水）17時まで → 提出書類に不備がなければ窓口で識別番号等を交付します。
③ 進学届をインターネット提出（スカラネット）	「進学届入力下書き用紙」を使って進学届をインターネット入力 第1回締切：4月7日（月） 第2回締切：4月23日（水）
	吉田キャンパス住所：〒753-0841 山口県山口市吉田 1677-1
④ （給付奨学金のみ） 自宅外通学証明書類提出	給付奨学金で自宅外通学を選択した者のみ提出が必要 □「（給付様式35）通学形態変更届（自宅外通学）」と「証明書類」を学生支援課学生サービス係（共通9番）窓口へ提出 提出締切：4月25日（金）17時まで ※ 吉田寮生・榎野寮生 は給付様式35のみ提出してください。 ※ 必ず③の進学届を提出した後で窓口へ提出に来てください。
⑤ 奨学金振込	進学届で入力した振込口座に不備がなければ奨学金を振込 振込日翌日以降に奨学金の振込があったか記帳して確認 第1回締切までに進学届入力：4月21日（月）振込 第2回締切までに進学届入力：5月16日（金）振込 ※ 「入学時特別増額に係る申告書」を提出した人は、初回振込が翌月になることがあります。
⑥ 採用書類交付	奨学生証（貸与・給付）・返還誓約書（貸与のみ）等を交付 <u>交付開始は「山口大学公式メール」で連絡します。</u> 公式メールについては「山口大学からの連絡方法について」を参照 4月初回振り込みの方は5月中旬頃・5月初回振り込みの方は6月上旬頃
⑦ （貸与奨学金のみ） 返還誓約書提出	⑥で配付した返還誓約書を完成させて、学生支援課学生サービス係（共通9番）窓口へ提出 ※ 返還誓約書の書き方は、⑥のときに説明します。 4月初回振り込みの方の提出期限は6月上旬予定 5月初回振り込みの方の提出期限は6月下旬予定

《奨学金窓口》 ②・④・⑥・⑦の手続き場所

学生支援部学生支援課学生サービス係（共通教育棟1階事務室9番窓口）

《窓口配付・受付時間》

平日 9:00～12:00、13:00～17:00

《よくある質問》

Q：奨学金は親の口座に振り込めますか？

A：奨学金はあなた名義の口座にしか振り込めません。

Q：人的保証と機関保証の違いは何ですか？

A：人的保証は自分の家族や親戚に連帯保証人・保証人になってもらい、返済の責任を負ってもらう制度です。機関保証は保証料を支払って保証機関による連帯保証を受ける制度です。（月額の奨学金から保証料が引かれます。）

Q：これで手続きは終わりですか？

A：表の《手続きの流れ》のとおり、進学届提出後にも手続きがあります。このほかにも、在学中は在籍報告（給付）や継続願（貸与）などの手続きがあります。

Q：給付奨学金の振込金額が少ないですが、なぜですか？

A：「自宅外通学」として申請した場合でも、初回振込時は、「自宅通学」の金額となっています。自宅外通学証明書類の提出後、日本学生支援機構で承認され次第、「自宅外通学」の金額に変更となります。

Q：給付奨学金と第一種奨学金（貸与）に採用されましたが、スカラネットの進学届では第一種奨学金の貸与月額が0円と表示されました。第一種奨学金は借りられないのですか？

A：給付奨学金を受けている期間中は、第一種奨学金の月額は調整されます（併給調整）。給付奨学金の支援は途中でなくなることがありますので、併給調整された結果、貸与月額が0円であったり、希望金額より少なくても、第一種奨学金の採用手続きをしておくことをおすすめします。

Q：給付奨学金に採用されたのですが、卒業するまでずっと同じ月額がもらえるのですか？

A：ずっと同じとは限りません。毎年10月に支援区分の見直し（家計の適格認定）があり、支援区分が変更になったり、支援対象外になったりすることがあります。また、年度末に学業の適格認定があり、学業成績によっては停止または廃止になることがあります。

Q：給付奨学金に採用されたら授業料が減免されると聞いたのですが、本当ですか？

A：国の「高等教育の修学支援新制度（新制度）」により、給付奨学金（多子世帯含む）を受給している人は授業料が減免されます。授業料の減免は、学期ごとに申請が必要です。申請できる期間が決まっていますので、奨学金だけでなく、山口大学の授業料免除に関するお知らせにも注意しておいてください。入学時に授業料・入学料の減免を受けた後、引き続き授業料の減免を希望する場合は、在籍報告（給付）（年に1回4月に報告が必要）を必ずしてください。

Q：給付奨学金（多子世帯含む）に採用されたら授業料が減免されると思うのですが、5月末に前期授業料を支払うのですか？また、入学料はいつ支払うのですか？

A：入学料・授業料の減免を申請した人は、結果が通知されるまで入学料と授業料を支払わなくても大丈夫です。令和7年度前期の入学料と授業料の減免申請結果は、8月頃にお知らせする予定です。